

令和6年度

西尾市児童クラブ入会のご案内

1. 児童クラブとは

保護者が仕事などで下校後（放課後）に家庭にいない1～6年生の児童を対象に、児童クラブが家庭に代わって遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を目指している事業です。

2. 入会要件（入会できる基準）

- ① 保護者、同居または同一敷地内の親族その他の者が、就労、病気、介護、出産等のため、下校後（放課後）、児童の保育ができない状態であること。
- ② 受入可能な児童クラブで開設日・保育時間内の利用であること（午後6時30分までにお迎えが可能であること）。申込状況によっては、希望のクラブに入会できない場合があります。
- ③ 児童クラブの保育料の滞納がないこと。

3. 児童クラブについて

（1）開設日、保育時間等

利用できる日時は、保護者の就労等により保育を必要とする日時に限ります。

- ① 開設日 月曜日から土曜日
- ② 保育場所 次ページの『（4）児童クラブ一覧』のとおり
- ③ 保育時間 平日：下校後～午後6時（延長保育は午後6時30分まで）
土曜日・長期休業・代休日：午前8時～午後6時（早朝保育は午前7時30分から、延長保育は午後6時30分まで）

※利用できる時間は、保護者の就労等により保育を必要とする時間に限ります。

例：午後5時に勤務が終了し、帰路が30分かかる場合、お迎え時間は午後5時30分になります。

- ④ 休日 日曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）
- ⑤ 利用期間 令和6年4月1日～令和7年3月31日
- ⑥ その他 児童クラブでは児童の送迎は行いません。必要な場合はファミリー・サポート・センター等に相談してください。

（2）土曜日利用

土曜日は開所クラブを限定しています。開所しているクラブから選択してください。ただし、申込多数の場合は他のクラブを利用していただくことがあります。

平日利用のクラブと土曜日利用のクラブは、別の場所を選ぶこともできます（各家庭で通勤経路等を考慮し選択してください）。

（3）通年利用の保育料、おやつ代

- ① 保育料 月額 5,000円（ただし、7月は8,000円、8月は9,500円）
※ 同一世帯で2人以上の児童が同時に利用する場合、2人目以降は半額とします。
- ② 早朝保育料 月額 500円（利用者のみ）
※ 冬休みのみ利用する場合、12月・1月あわせて500円
- ③ 延長保育料 月額 500円（利用者のみ）
- ④ おやつ代 月額 1,000円（平日のみ 土曜日は持参）
※ 各保育料、おやつ代は口座振替とし、毎月末日に引き落としをします。

《参考》短期利用者の保育料

春休み（3月）：2,850円、春休み（4月）：1,900円、夏休み：14,500円、冬休み：2,850円

(4) 児童クラブ一覧

小学校区	児童クラブ名(場所)	電話番号	土曜 開設	小学校区	児童クラブ名(場所)	電話番号	土曜 開設
西尾	中央児童クラブ(中央児童館内)	57-5721		室場	室場児童クラブ(室場小内)	52-1141	○
	西小児童クラブ(西尾小内)	57-4545	○	三和	みつわ児童クラブ(三和小内)	52-0085	
花ノ木	花ノ木児童クラブ(花ノ木小内)	57-1651	○	一色中部	一色中部児童クラブ(一色中部小内)	72-3337	
ハツ面	ハツ面児童クラブ(ハツ面小内)	54-1202	○	一色東部	一色東部児童クラブ(一色東部小内)	72-3225	○
鶴城	鶴城児童クラブ(鶴城小内)	57-5699	○	一色西部	一色西部児童クラブ(一色西部小内)	72-7078	
西野町	くすの木児童クラブ(西野町小内)	57-2273		一色南部	一色南部児童クラブ(一色南部小内)	72-1952	
米津	米津児童クラブ(米津小内)	57-7740	○	横須賀	よこすか児童クラブ(横須賀小内)	35-2577	
中畑	中畑児童クラブ(中畑小南)	59-2554		津平	つひら児童クラブ(津平小内)	35-3770	
平坂	平坂児童クラブ(平坂小内)	59-8915		荻原	おぎわら児童クラブ(荻原小内)	32-4667	○
矢田	あすなろ児童クラブ(矢田小内)	59-2226	○	吉田	きらっこクラブ(吉良保健センター内)	32-1191	
寺津	しおかぜ児童クラブ(寺津小内)	58-1380	○	白浜	しらはま児童クラブ(白浜小内)	32-4050	
福地南部	福地南部児童クラブ(福地南部小内)	56-2690	○	幡豆	はずっ子クラブ(幡豆小内)	62-6766	
福地北部	ホクホク児童クラブ(福地北部小内)	57-3171		東幡豆	はずっ子クラブ東(東幡豆小内)	62-7033	○

※西尾小学校区は2か所のクラブから選択することができますが、申込状況によっては、希望のクラブが利用できない場合があります。

※申込状況によっては、入会をお待ちいただいたり、希望のクラブを利用できないことがあります。

4. 児童クラブに関する Q&A

質問	回答
Q1 今から仕事を探す予定ですが、申請することはできますか？	A1 求職中での受付はできません。条件が整ってから申請してください。
Q2 午後6時30分までにお迎えが難しい場合はどうしたらいいですか？	A2 午後6時30分までにお迎えが可能であることが入会条件です。ファミリー・サポート・センターに相談する等、お迎えが可能な状態を整えていただく必要があります。児童だけ(兄弟等含む)で帰宅することはできません。午後6時30分以降の利用が認められた場合は、入会決定を取り消すことがあります。
Q3 月に1~2回程度、早朝時間、延長時間に利用をしたいのですが、早朝保育、延長保育の申請をしようか？	A3 午前7時30分から午前8時までは早朝保育、午後6時から午後6時30分までは延長保育になります。 回数に関わらず、利用する可能性がある場合は、早朝保育、延長保育利用申請をしてください。 早朝保育の申請をされていない場合は、午前8時より前にクラブ室へ入室することはできません。 また、申請なく延長保育を利用された場合は、直ちに申請していただき、延長保育料を徴収します。
Q4 学校の給食がない日は、児童クラブで給食など昼食が出ますか？	A4 児童クラブでは、給食はありません。春・夏・冬休み等、1日保育になる日は、弁当と水筒を持たせてください。
Q5 児童クラブでは、宿題をみてもらったり、勉強を教えてもらえますか？	A5 学校から帰ってきたら、宿題程度は毎日きちんと済ませるように時間を設け、習慣づけをしています。ただし、学習内容の指導や答え合わせはしていませんので、ご家庭で必ず宿題には目を通してあげてください。
Q6 障害(発達障害の疑いも含む)があると利用できませんか？	A6 保護者の就労条件など、児童クラブ利用要件が整っていることが前提です。利用する児童がより安全に児童クラブでの生活を送ることができるよう検討しますので、現在の状況を詳しくお知らせください。※障害の程度によっては利用をお断りすることもあります。
Q7 食物アレルギーがあるのですが、おやつ配慮はありますか？	A7 個別に相談をお受けして、対応しています。

5. 入会申請手続き方法

入会希望の場合は、申請に必要な書類を市役所子育て支援課に提出していただきます。

* 申請書類の注意事項について

- (1) 必ず黒色（青色）のボールペン等で記入してください。鉛筆、消えるボールペンでは記入しないでください。訂正箇所は修正液や修正テープを使わずに、二重線を引いて訂正してください。
- (2) 学校名、学年は利用年度（令和6年度）で記入してください。
- (3) 利用児童と住民票上の世帯が分かれていても、同一敷地内に親族等が住んでいる場合は、同居とみなしますので、該当する証明書類（下記『(6) 各種書類について』の証明書類欄内）の提出が必要になります。
- (4) 書類の不備または不明な点について確認することがありますのでご了承ください。
- (5) 申請された内容について、調査することがあります。その際、虚偽が認められた場合は入会を取り消すことがあります。
- (6) 各種書類について

書類の種類	記入上の注意事項等	必要枚数
入会申請書（黄色）	別紙の記入例を参考にしてください。 土曜日の利用を希望される方は、土曜日開所のクラブを確認し、その中から希望の児童クラブを記入してください（児童クラブ一覧参照）。	利用児童 1人につき 1枚 *児童 2人の場合は 2枚
緊急連絡票・ 児童の健康等生活調査票	緊急連絡先欄については現在の状況で記入してください。入会時点で変更がないか再確認をします。 繋がりのやすい順に、なるべく多くの連絡先を記入してください。 生活調査欄については利用予定の児童の様子を理解している方が記入してください。	
証明書類 ☒	就労証明書 株式会社及び有限会社の代表者・正社員・派遣・パート・アルバイト・専従者等	世帯で該当者（大人）1人につき1枚 *児童が2人以上であっても1枚でよい。 *複数の仕事をしている場合は、勤務先ごとに就労証明書の提出が必要。
	自営業等申立書 自営業の代表者・農業・漁業等	
	申立書 （就労者以外用）	
口座振替依頼書 （複写） 新規利用申請者のみ提出	保護者等の名義の口座を記入し、銀行届出印を押印してください。 【納税者（納付義務者）名】は保護者の氏名を記入してください。 【対象種目】は児童クラブ保育料に○をつけてください。	

※「証明書類」が必要なのは、児童からみて父母、祖父母、曾祖父母です。おじ、おば、兄弟は必要ありません。また、75歳以上の方も必要ありません。

※令和6年度に既に児童クラブを利用されたことのある方は、証明書類は提出不要です。（入会初日の時点で雇用期間が終了している場合を除く。）

6. 「通年利用」の随時受付について

令和6年度に1年を通して利用する『通年利用』の入会申請を下記のとおり随時受付をします。

必要な書類が揃わない場合は、受け付けることができませんのでご了承ください。書類の準備ができしだい市役所子育て支援課に提出してください。

毎月の締切日と入会日

毎月15日までに申請書類を提出 ⇒ 入会日は翌月1日

16日から月末までに申請書類を提出 ⇒ 入会日は翌月16日

7. 入会決定について

提出された申請書類をもとに入会要件を満たしているか審査します。なお、定員を超えた場合は、「学年の低い児童」「ひとり親世帯」「保護者の就労時間が長い児童」などの優先基準をもとに審査し、入会をお待ちいただくことがあります。

入会可否の結果は、申請者あてに送付します。

入会決定者は、利用児童とともに児童クラブへ利用開始時に事前見学をしていただきます。

8. その他

- 書類提出後に申請内容の変更があった場合は、速やかに市役所子育て支援課へお申し出ください。

問合せ先

〒445-8501 西尾市寄住町下田22

西尾市 子育て支援課 直通電話65-2108